

建設産業常任委員会

1 開 議 令和元年12月17日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第86号 大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第2 議案第98号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定について

日程第3 建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	小	林	正	勝		出席
委員	伊	賀		純		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	菊	地	英	樹		出席
	新	卷	満	雄		出席
	滝	田	一	郎		出席

当 局	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	下水道課長	磯		雅	史	出席
	産業振興部長	村	越	雄	二	出席
	商工観光課長	小	室	雄	司	出席

事務局	岡	村	憲	昭		出席
-----	---	---	---	---	--	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいま出席している委員は7名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりであります。

当局の出席者は、加藤建設水道部長、村越産業振興部長、磯下水道課長、小室商工観光課長でございます。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は申し合わせにより、本会議同様、一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第86号 大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第86号 大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて簡潔な説明を求めます。
建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長の加藤でございます。本日同席しておりますのは、磯下水道課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第86号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の磯下水道課長よりご説明いたします。

議案第86号 大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、磯下水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 下水道課長。

○下水道課長（磯 雅史君） それでは、私のほうから議案第86号 大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

本来ですと、一部改正をいたします各条例の改正条項ごとに詳細な内容説明をさせていただくところですが、ただいま委員長からありましたように、簡潔にというお話でしたので、各条例の改正の概要について中心にご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料76ページ、議案の資料として添付しております大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の概要についてをごらんください。まず、説明に当たりましては、本会議の議案説明と同様に、本条例を整備条例と呼ばさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、各条に規定しております条例の一部改正の内容について順次説明させていただきます。まず、整備条例第1条の大田原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、改正内容につきましては、本条例に公共下水道事業と農業集落排水事業、それに公共設置型浄化槽事業、この3事業の設置、そしてこれらの事業に地方公営企業法の全部を適用する規定を追加いたしまして、また法の適用に伴いまして文言整理をするため、所要の改正をするものでございます。

続きまして、整備条例第2条の大田原市水道事業給水事業の一部改正でございますが、改正内容につきましては、条例中に引用している条例名を改めるものです。

続きまして、整備条例第3条の大田原市下水道条例の一部改正でございますが、地方公営企業法の適用によりまして事務執行権限者を市長から下水道事業の管理者の権限を行う市長に、それと規則で定めるとしている規定を管理者が別に定めると改めまして、その他文言整理をするために所要の改正をするものでございます。

続きまして、整備条例第4条の大田原市下水道使用料等審議会条例の一部改正でございますが、審議会の審議及び調査の対象を下水道事業に係る分担金、負担金及び使用料とするため、所要の改正をするものでございます。

続きまして、整備条例第5条の大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正でございますが、この改正につきましても地方公営企業法の適用に伴いまして、必要な文言整理のための改正となります。ただ、第11条の延滞金の規定につきましては、一月を経過するまでの期間の割合が現行で規定されていなかったものですから、追加規定するものでございます。

続きまして、整備条例第6条の大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございますが、これにつきましても法の適用に伴う必要な文言の改正でございます。

続きまして、77ページをごらんください。整備条例第7条の大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、本条例を設置等に関する条例から管理に関する条例に改めるために所要の文言整理を行うものでございます。

続きまして、整備条例第8条の大田原市行政手続条例の一部改正及び整備条例第9条の大田原市情報公開条例の一部改正につきましても、法の適用に伴いまして文言整理のため所要の改正をするものでございます。

続きまして、整備条例第10条の大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、先ほどの農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正と同様に、本条例を管理に関する条例に改めるため所要の改正をするものでございます。

続きまして、整備条例第11条の大田原市職員定数条例の一部改正、同じく同整備条例第12条の大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正、そして整備条例第13条の大田原市個人情報保護条例の一部改正につきましても、法の適用に伴う文言整理をするための所要の改正となります。

最後になりますが、この概要に記載はございませんが、附則におきまして、本整備条例の施行期日を令和2年4月1日に、また新たな下水道事業特別会計に移行するために必要な経過措置を附則において規定しております。

以上、簡単ではございますが、本条例の概要について説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

- 委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。
質疑が終わりましたので、意見があればお願いたします。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。
議案第86号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号 大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案を可とすることに決まりました。

◎議案第98号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定について

- 委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第2、議案第98号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業振興部長。

- 産業振興部長（村越雄二君） 議案第98号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定につきましては、本会議で説明しておりますが、所管の小室商工観光課長が同席しておりますので、改めて説明のほうさせていただきます。よろしくお願いたします。

- 委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

- 商工観光課長（小室雄司君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

議案第98号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書152ページ、153ページ、議案書補助資料をごらんください。大田原地域職業訓練センターにつきましては、平成29年度から現指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了することから、同年4月1日以降も引き続き指定管理者による管理運営を行うため、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社を指名し、大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者が決定されたところであります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、名称、大田原地域職業訓練センター、所在地、大田原市本町1丁目2805番地3であります。指定管理者となる団体の名称及び代表者及び所在地につきましては、名称、職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社、代表者、理事長、津久井富雄、

所在地、大田原市本町1丁目2805番地3であります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

選定の経過を申し上げますと、同公社は同施設の設置当初から職業能力開発促進法に基づき、中小企業の勤労者に対して各種の職業訓練並びに地域住民のため各種講座等教育訓練を行ってきました。その間、運営管理も適切に行われており、これまで十分な成果も上げていること並びに職業能力開発促進法に基づく職業認定訓練を行うことが可能な組織でもありますので、大田原市の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第5条及び同条施行規則第5条第1項1号の規定に基づき、同公社を指名したところであります。

令和元年10月1日に開催されました大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、補助資料154ページから174ページに掲載しております指定申請書、事業計画書、収支予算書等の必要な審査並びにヒアリングが実施され、選定基準表により採点が行われた結果、176ページのとおり職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社を指定管理者の候補者として決定し、178ページに記載のとおり仮提携書を11月13日に提携したところであります。

以上で議案第98号の説明を終わります。どうぞご審議よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 収支予算書が3年分ですか、6年までだったかな、出ているようですけども、その中で人件費とか臨時職員というのが、四百数十万円とか100万円ぐらい書いてあるようなのですけれども、この運営のちょっと概要をお聞きしたいのですが。何人ぐらいでどういう、例えば臨時の人は夕方から来るだとかして、どんなことをやっているみたいなの、あるいはどんなことをやるということでしょうか、やっているというのか、計画ですから、そんなことをお伺いします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小室雄司君） それでは、職業訓練センターの概要をお知らせいたします。

まず、設置目的なのですが、中小企業の雇用に関する労働者に対する各種職業訓練並びに地域住民への各種の講習等教育訓練を行うことにより、地域経済の発展に寄与することとなっております。

従業員ですが、局長1名、業務係1名、臨時職員1名です。3名で行っております。

開館時間が9時から午後9時まで。施設の概要につきましては、1階に101研修室、102研修室、講堂、実習室、設計室、会議室、講話室、事務室。2階に201教室、202教室、203教室とございます。延べ床面積が1,595.58平米です。

主に業務なのですが、事業主の委託による雇用労働に対する認定職業訓練業務及び求職に対する認定職業訓練業務、地域住民を対象とする職業講座業務、職業訓練に関する情報及び資料の収集、情報提供などがございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（村越雄二君） 追加のほうで、その業務の関係なのですが、館長は基本常勤で、月曜日がお休みで、土曜日が出勤ですので、日曜日が休みと。あとは、事務員が再雇用職員なものですから、

常勤ではないのです。ですから、週3日から4日の勤務なものですから、それを補填する意味で臨時職員が当たっているという形で、3名の体制で勤務を継続しているという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 大丈夫ですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようであれば、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第98号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第98号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆さん、ご苦労さまでした。

（執行部退席）

◎建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第3、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この件につきましては、タブレットに記載の調査事件につきまして、議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

各自内容の確認をお願いいたします。

（内容確認）

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、同意をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時18分 散会